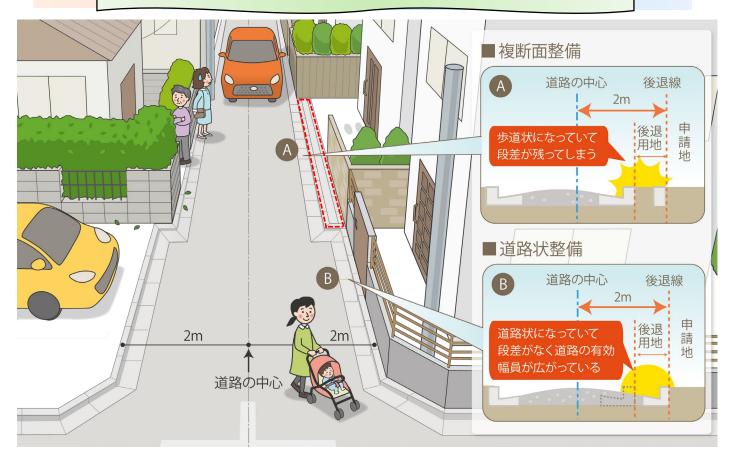
道路状整備にご協力を!

~段差をなくせば、より円滑な避難と通行が可能に~



日頃より市政へご理解、ご協力いただきありがとうございます。

横浜市では特に拡幅が必要な道路に対して、整備費用の一部に助成等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでおり、さらなる道路状整備の推進に力を入れています。

当該事業により後退用地が複断面整備されていても、条件(裏面参照)を満たせば、申請者ご自身での道路状整備や、横浜市による道路状整備を行うことにより、助成や市による管理を行える場合があります。

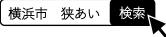
今後、建築や外構等を整備される際は、道路状整備のご検討をお願いいたします。 より安全で快適な災害に強いまちづくりにご協力ください。

【お問合せ先】

横浜市建築局建築防災課(狭あい道路担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の10 25階

電話:045-671-4544





■ 横浜市による助成、舗装、管理を行う際の主な条件 ■

自己による道路状整備で助成を受ける場合

- ・狭あい協議を再度行う。
- 協議終了後、横浜市建築防災課に必要書類をご提出いただく。
- 各区の土木事務所に道路工事の申請をし、その際に提示された条件を満たす道路舗装を行う。
- ・ 整備後の後退用地は横浜市で管理を行う。

横浜市による道路状整備と管理を行う場合

- 狭あい協議を再度行う。
- 協議終了後、横浜市建築防災課に必要書類をご提出いただく。
- ・ 複断面部分の舗装を、土や砂利状にする。
- 後退用地内に埋設物(水道施設、排水施設等)がある場合、埋設物を後退線より敷地側に移設し、引込管の埋設深さを80cm以上にする。

※施工時期は横浜市で調整するため、ご希望の時期に添えない場合があります。

※複断面の状態から道路状に整備した場合、後退線の位置に段差が生じる可能性があります。 ※上記は主な条件です。詳しい条件は申請地ごとに異なるため、協議後にご確認ください。

■ 横浜市の管理となった場合、縁石部分等にプレートを設置 ■

